

# 石川県公報

令和4年3月31日(木曜日)

号 外

(第33号)

## 目 次

教育委員会	
○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則	1
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する等の規則	2
○石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	3
○石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正	4
○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	4
○石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正	5
○石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正	5
○石川県立学校職員健康管理規程の一部改正	6
○グループ制に関する運営規程の一部改正	6

## 教育委員会

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県教育委員会

### 石川県教育委員会規則第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**所 属 長 印**」を「**所属長 確認欄**」に、「**本人印**」を「**本人 確認欄**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県教育委員会

### 石川県教育委員会規則第二号

石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則

(石川県立高等学校規則の一部改正)

第一条 石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、男女の別」を削り、同条第二項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十四条の前の見出し中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第一項を次のように改める。

この規則において保護者等は、入学を許可された者が、未成年である場合は親権を行う者(親権を行う者のいないときは、後見人又は後見を行う者)、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者(親権を行っていた者のいないときは、後見人であった者又は後見を行っていた者)とし、保証人は、独立の生計を営む成年

者でなければならない。

第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第二項並びに第二十九条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第四号様式中「~~生徒等~~」を「~~生徒等~~」に改める。

(石川県立特別支援学校規則の一部改正)

第二条 石川県立特別支援学校規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「保護者」を「保護者等(入舎し、又は退舎しようとする者が、未成年である場合は親権を行う者、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者をいう。)」に改める。

(石川県立中学校規則の一部改正)

第三条 石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、男女の別」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県立高等学校規則第四号様式の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する等の規則

(石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第一条 石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「の規定により設置した石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川県立白山ろく民俗資料館等の教育機関並びにその他の」を「第二条第一項に規定する」に改める。

第五条の表生涯学習課の項第十一号中「石川県立図書館及び」を削り、同表文化財課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次のように加える。

7 近世史料の編さんに関すること。

第九条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第十四条第一項の表館長の項中「図書館」を削り、同条第二項の表中

副館長	図書館 生涯学習センター	を	副館長	生涯学習センター	に、
-----	-----------------	---	-----	----------	----

室長	図書館	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。
室次長	図書館	室長を補佐する。

総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。	に改め、
--------	----------	---------------------------	------

司書主査	図書館	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
司書主任 司書	図書館	上司の命を受け、図書館資料の収集、整理、閲覧及び相談並びに読書普及事業その他これと関連する事業についての専門的事項に関する事務に従事する。

を削る。

別表中

石川県社会教育委員	社会教育に関する重要事項について石川県教育委員会に対する答申及び建議に関する事務	生涯学習課
石川県生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について石川県教育委員会又は知事に対する答申及び建議に関する事務	
石川県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館奉仕に関し館長に意見を述べる事務	

を

石川県社会教育委員	社会教育に関する重要事項について石川県教育委員会に対する答申及び建議に関する事務	生涯学習課
石川県生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について石川県教育委員会又は知事に対する答申及び建議に関する事務	

に改める。

(石川県立図書館協議会運営規則及び石川県立図書館管理規則の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 石川県立図書館協議会運営規則(昭和二十六年石川県教育委員会規則第五号)
- 二 石川県立図書館管理規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十一号)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第1教育次長の専決事項の表第2号中「~~校長~~」を「~~校長~~」に改める。

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表生涯学習課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

### 石川県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程（昭和55年石川県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

別記様式第1号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、「職氏名」を「職氏名」に

改める。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第47条第1項第1号中「永年」を「30年」に改める。

第54条第1項中「(用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのときは、)を「、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改める。

第55条を次のように改める。

(石川県立図書館への移管)

第55条 所属長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館（以下「図書館」という。）に移管し、又は前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

2 所属長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

別表第1中 

奥能登教育事務所 図書館
-----------------

 を 

奥能教 図
----------

 を 

奥能登教育事務所
----------

奥能教
-----

 に改める。

別表第2永年の項中「永年」を「30年」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**石川県教育委員会教育長訓令第1号**

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和38年石川県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
令和4年3月31日

石川県教育委員会教育長

第1条中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項」に改める。

別表8の項中 

女子職員の調理衣（下）に ついては、貸与数量を2着 とする。
--------------------------------------

 を 

--

 に改める。

別記第1号様式中 

所属 長印	担当 者印
----------	----------

 を 

所属長 確認	担当者 確認
-----------	-----------

 に、 

被貸与者 受領印	返 納 年月日	担当者 受領印
-------------	------------	------------

 を

被貸与者 受領確認	返 納 年月日	担当者 受領確認
--------------	------------	-------------

 に改め、同様式備考3中「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

別記第2号様式中 

所属 長印	担当 者印
----------	----------

 を 

所属長 確認	担当者 確認
-----------	-----------

 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の石川県教育関係職員被服貸与規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**石川県教育委員会教育長訓令第2号**

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育委員会公用車管理規程（昭和59年石川県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
令和4年3月31日

石川県教育委員会教育長

第8条第1項中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

第10条中「第74条の2第3項」を「第74条の3第5項」に改める。

別記様式第1号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県教育委員会公用車管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育委員会教育長訓令第3号

県 立 学 校

石川県立学校職員健康管理規程(平成15年石川県教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県教育委員会教育長

別記様式第1号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削り、「第13条第1項第2号」を「第13条第1項第3号」に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第7号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第8号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第9号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第10号から別記様式第12号までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県立学校職員健康管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県教育委員会教育長

「生涯学習センター

グループの名称
総務グループ、社会教育グループ、学習情報グループ

別表第2中

図書館

を

グループの名称
総務グループ、企画協力グループ、利用サービスグループ

「生涯学習センター

グループの名称
総務グループ、社会教育グループ、学習情報グループ

に改める。」

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。